

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日にA会社B支社（以下「A」という。）に採用され、C保線区、D保線区等での勤務を経て、平成〇年〇月〇日付けでE会社B支店（以下「事業場」という。）に出向し、B工事所の線路主任として軌道工事施工の作業指揮、施工管理等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前3時45分頃にE線F駅からG駅間において軌道修繕工事に従事していたところ、ヨロヨロと倒れ、心肺停止の状態でもH病院に救急搬送されたが、同日午前4時43分「急性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者は作業負荷、ストレス、寒暖差によって本件疾病を発症し死亡したものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接死因は死体検案書によると急性心筋梗塞となっているが、当審査会としても、被災者の健康診断における心電図の推移及び自覚症状の経過から、I医師の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月月頃労作性狭心症を発症し、同年〇月〇日午前3時45分頃、本件疾病に伴う致死性不整脈により死亡したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発1063第3号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無についてみると、決定書第2の2の(2)のウ及びエに説示するように、発症に近接した時期に特に過重な業務に従事した事実は認められず、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していた事実も認められない。

また、発症直前から前日までの間における異常な出来事への遭遇も決定書第2の2の(2)のイに説示するように認められないところ、請求人らは、暖かい保線車内から零度以下の屋外に出て約40分間の作業に従事したことは、「急

激で著しい作業環境の変化」に相当し異常な出来事に該当する旨主張している  
ので、この点について念のため、以下のとおり検討する。

ア 被災者が乗車していた保線車内は20～23℃に設定され、発症当時の外  
気温は-0.4℃であったものの、現場は平野部であったこと及び被災者は、  
保護帽、上下防寒着、冬季用長靴、軍手を着用し防寒対策を施していること  
などが認められることから、当審査会としては、被災者が保線車から降りて  
約40分間保線の仕上がり状態を確認していた行為は「急激で著しい作業環  
境の変化」に相当するとはいえないものと判断する。

イ しかしながら、請求人らは、防寒対策をしていたとしても被災者が冷気を  
口から吸った場合には、寒冷による冠動脈の攣縮により心筋梗塞を発症する  
可能性に言及している。一般に冠動脈の攣縮により心筋梗塞を発症する可能  
性があることは知られているが、寒冷刺激が冠動脈を攣縮させる頻度は低い  
ことに加え、被災者は、上記再審査請求の理由の中でも述べられているよう  
に、J医師から冠動脈の攣縮の抑制等に有効なジルチアゼムを処方され、服  
用していたとされている。

したがって、当審査会としては、被災者の本件疾病の発症に寒冷による冠  
動脈の攣縮が関与した可能性は低いものと判断する。

ウ なお、請求人らは、過去の判決例を示し、寒冷環境下の作業により冠動脈  
のプラークが破綻し急性心筋梗塞を発症させたとの主張を行っている。

しかしながら、本件は被災者の平成○年○月○日の健康診断における心電  
図の推移からして、前胸部誘導においてR波の消失が観察され、既に本件疾  
病発症前から無症候性に冠動脈病変の進行が生じていたことが示唆されてい  
る事案であるのに対し、請求人らが示した判決例は冠動脈病変がごく軽度で  
あったにもかかわらず、寒冷作業が負荷となり心筋梗塞を発症したと推認さ  
れるものであり、本件とは事案を異にする。

したがって当審査会としては、被災者が「急激で著しい作業環境の変化」  
の中で、保線業務に従事していたとまでは判断できず、発症直前から前日ま  
での間において異常な出来事へ遭遇したとは認められないものと判断する。

(4) 被災者は、平成○年以降の健康診断において、脂質異常症（HDLコレステ  
ロール低値）と診断され、血圧も変動があるものの近年高めの数値となってい  
る。平成○年○月○日の振動障害健診においても、194/121mmHgと著明

な高値を指摘されている。さらには、被災者には、冠動脈疾患の危険因子である喫煙歴が1日1箱以上30年以上認められる。この点について、I医師は、上記意見書において、要旨、「被災者の長年の喫煙、治療されていない脂質異常症と高血圧症により冠動脈の動脈硬化が進行し、本件疾病を発症したものと考えられる。」と述べている。

(5) 以上について検討した結果、当審査会としては、被災者には、脂質代謝異常、高血圧、喫煙歴といった冠動脈疾患の危険因子の集積が認められ、これらが被災者の冠動脈疾患の進行に関与して、自然経過の中で本件疾病を発症したものと判断する。

なお、請求人らは、被災者は、胸痛を自覚したものの時間内に保線作業を完了させなければならなかったため、作業を中止してすぐに医療機関に受診出来なかったこと等から、業務上の理由で治療機会を喪失した旨主張しているものと推認される。しかしながら、同僚のK主任は、聴取書及び電話確認書において、要旨、「カーブ直しなどの保線作業が予定時間内に終了しない場合はそこで作業は終了となる。通常は途中までで終了報告を提出し、残箇所が保守管理上問題であれば翌月の計画に入れるようなケースもある。作業関係者にペナルティはない。」と申述している。当審査会としては、事業場から当該作業を予定時間内に終了させることが義務付けられていたものとは認められず、したがって治療機会の喪失とまではいえないことから、請求人らの主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、被災者に発症した本件疾病及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。